

グリナード当日配達 定額割引プランに関する規約

この規約は、ヤマト運輸株式会社（以下「当社」といいます。）が定める、グリナード当日配達 定額割引プラン（以下「本プラン」といいます。）を会員（第1条第2号にて定義します。）が利用するにあたり適用され、本プランの利用をもって、会員が本規約を承認したものとみなします。

本規約は、会員が本プランを利用するにあたって、当社が別途定める「ネコサポ会員規約」（以下「ネコサポ会員規約」といいます。）の一部を構成する個別規約として、ネコサポ会員規約と併せて適用されます。

また、当社は、本規約とは別に、当社ホームページ上への掲載もしくは書面その他の媒体により本プランの利用上の決まりその他の告知（以下総称して「個別規約等」といいます。）を行うことがあります。

この場合、個別規約等は本規約の一部を構成するものとし、本プランの利用には、個別規約等の規定が適用されます。ただし、本規約と個別規約等の定めが異なる場合には、個別規約等の定めが本規約に優先して適用されるものとします。

第1条（定義）

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

（1）「ネコサポ」とは、当社が当社所定のエリアの居住者（以下「居住者」といいます。）の暮らしを便利、快適、安心にすることを目的として提供する暮らしに関わるサービス等（名称「暮らしのネコの手サポート」）の略称です。

（2）「会員」とは、当社所定の方法によりネコサポを利用等するための会員登録を正常に完了した個人・法人・団体等をいいます。

（3）本プランは、ネコサポ会員規約に定めるネコサポプラスの定額制サービスの1つです。

第2条（本プラン）

本プランは、当社の運営するネコサポステーション グリナード永山店（多摩市永山1-4）において、下記1に定めるグリナード永山会が提供する「グリナード当日配達サービス」及び下記2に定める当社が提供する「買物品等一時預かりサービス」を当社が別途定める特別価格でご利用できるプランです。

第3条 本プランの利用料と支払い方法

当社は、本プラン利用の対価として、会員から次の利用料（以下「利用料」といいます。）を收受します。

年額 980円（外税）

- 利用料の支払い方法はクレジットカード、又は、コンビニエンスストア・郵便局での振込用紙払い、その他当社所定の方法によるものとします。
- 利用料は、会員が本サービスの利用登録を確定した時点で発生します。
- 当社は、会員に対する事前の通知をもって、利用料を変更することができるものとします。

第4条 本プランの利用期間

本プランの利用期間は、本プランの利用登録日から1年単位で自動更新されるものとします。

- 次年度以降の利用は、更新日の前の当社が別途定める日時において、前条第2項の支払い方法に関する与信審査（以下「与信」といいます。）を通過した場合に確定します。（以下、当該与信日時を「与信日時」といいます。）
- 前項において、与信を通過しない場合には、本プランの解約扱いとなります。ただし、当社が認めた場合には、再度、本プランの利用登録を行うことができるものとします。
- 当社は、会員に対する事前の通知をもって、前各項に定める利用期間の設定、与信日時の設定日等を変更することができるものとします。

第5条（本プランの内容変更及び廃止等）

- 当社は、会員への事前の通知なしに本プランの内容や名称を変更することができるものとします。また、この場合に、会員に不利益又は損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、会員に事前に通知することにより、本プランを停止又は廃止することができるものとします。ただし、会員

への通知は、当社ホームページ上、その他当社所定の媒体により公表する方法によるものとします。また、この場合、会員に不利益又は損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条 ネコサポプラスの権利付与

1. 当社は、利用契約者の指定に基づき、会員に対し、当社が別途定めるネコサポ会員規約（以下「ネコサポ会員規約」といいます。）に定めるネコサポプラスの権利を付与するものとし、当該ネコサポプラスの権利の付与を受ける者は同規約に定めるプラス会員となります。ただし、ネコサポプラスの権利は当社所定のエリアでのみ利用することができるものとします。
2. 前項において、ネコサポプラスの権利を利用するにあたっては、ネコサポ会員規約が適用されます。
3. 前各項における、ネコサポプラスの権利の付与に関し、利用料以外に別途料金は発生しません。

記

1. グリナード当日配達サービス

グリナード当日配達サービスは、グリナード永山会が提供する、グリナード永山（所在：多摩市永山 1-4 以下「本施設」といいます。）の店舗にて購入した商品をご自宅までお届けするサービスです。

サービスの詳細は、グリナード永山のホームページ上への掲載もしくは書面その他の媒体による告知に基づくものとします。

2. 買物品等一時預かりサービス

買物品等一時預かりサービスは、下記の「買物品等一時預かりサービスに関する規約」（以下「本規約」といいます。）に定めるとおりとします。

買物品等一時預かりサービスに関する規約

第1条（同意）

買物品等一時預かりサービスの利用者は、本規約に同意することによって、本サービスを利用することができるものとします。

第2条（営業時間）

当社は、買物品等一時預かり所（以下「一時預かり所」といいます。）を、本施設内の3階の当社の事業所「ネコサポステーション グリナード永山店」に設置し、一時預かり所の営業時間は10:00～19:30までとします。

第4条（管理責任）

当社は、本サービスの全般を自ら運営、管理し、利用者から一時預かりする、本施設内の買物品および利用者の荷物等（以下「買物品等」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって保管するものとします。

第5条（保管方法）

当社は、買物品等を利用者から預かったままの原状の姿で保管するものします。

第6条（買物品等のお預かり）

利用者は、本サービスを利用しようとする場合は、当社所定の書式に必要事項を記入の上、買物品等を当社所定の方法により梱包等を実施した上で、当社に引渡すものとします。

2. 当社は、前項において買物品等を利用者から受け取った際、利用者に対し、買物品等の引換用のタグ（以下「引換用タグ」）をお渡しするものとします。

第7条（買物品等の返還）

買物品等の返還は、買物品等の預かり日（以下「預かり日」といいます。）当日19:30までに、引換用タグと引換えで行うものとします。

2. 利用者が引換用タグを紛失した場合、利用者は直ちに当社に連絡しなければならないものとします。なお、この場合、当社は、運転免許証等の身分証明書の提示を求め、買物品等の外装及び内容物の特徴について申告を受けるなど、当社所定の方法による本人確認を行ったうえで、買物品等を返還するものとします。

第8条（お預かりできないもの）

本サービスでは、次に掲げる物品は、お預かりすることができません。また、当社がこれらに該当する物品をその旨を知らずに引き受けた場合は、その滅失、き損等について、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 保管に関し特別な負担を要するもの
- (2) 法令の規定または公序良俗に反するもの
- (3) 火薬類その他危険品、不潔な物品等他の買物品等や保管施設等に損害を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 物品の性質が本サービスによる保管に適さないもの
 - ・現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券
 - ・クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
 - ・遺骨、位牌、仏壇
 - ・銃砲刀剣
 - ・犬、ネコ、小鳥等のペット類
 - ・再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類
 - ・再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
 - ・花火、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のある物品
 - ・毒物及び劇物類
 - ・複数の個人情報が内容物に含まれたもの
 - ・骨董品、美術品その他時価の査定が困難なもの
- (5) 一梱包の価格が3万円を超えるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当社が保管に適さないと判断したもの。

第9条（保管期間及び延滞金）

利用者が、預かり日当日19:30迄に買物品等の引取りをできない場合は、当社は、次条に定める専用コンテナ1梱包あたり300円（税込）の延滞金を申し受けします。なお、本サービスにおける買物品等の保管期間（以下「保管期間」といいます。）は、預かり日の翌日の19:30までとします。

第10条（買物品等のサイズ及び料金）

2. 本サービスの料金は、専用コンテナ（縦49cm、横33cm、高さ31cm（いずれも内寸））1個あたり300円（税込）とします。

2. 前項において、当該専用コンテナに入らない大物商品、スーツケース等（以下「大物商品等」という。）については、大物商品等1梱包を1個と換算します。本サービスでお預かりできる買物品等のサイズは、縦+横+高さの合計が160cm、重さが25kg以内のものに限られます。当社との間で別途特別な契約を締結している場合にはこれに限りません。

第11条（買物品等の処分）

利用者が、保管期間を経過しても買物品等を引き取らない場合は、当社は、当社所定の書式に記載された利用者の電話番号、店舗等に連絡します。

2. 前項の規定にかかわらず、利用者が買物品等を受け取ることができないときは、当社は、当該買物品等の引渡しを受けた日から起算して1ヶ月間保管した後、公正な第三者を立ち会わせて、売却その他の処分（以下「処分」という）するものとします。ただし、買物品等が変質または腐敗しやすいものである場合その他合理的な理由により当社が必要と判断した場合には、買物品等の引渡しを受けた日から1ヶ月以内であっても、処分することができるものとします。

3. 当社は、前項の規定により買物品等を処分したときは、その代金を当該買物品等の保管及び処分に要した費用に充当

し、不足があるときは利用者にその支払を請求し、余剰があるときはこれを利用者に返還するものとします。

第 12 条 (損害賠償)

当社は、当社の故意または過失により、買物品等を滅失またはき損した場合は、その損害について賠償責任を負うものとします。

2. 当社は、買物品等の滅失による損害については、当該買物品等の価格（時価）を 3 万円の範囲内で賠償します。また、買物品等のき損による損害については、当該買物品等の価格（時価）を基準として、き損の程度に応じ 3 万円の範囲内で賠償します。

第 13 条 (免責事項)

当社は、次の各号に掲げる事由により発生した買物品等の滅失、き損等の損害について、損害賠償の責任を負いません。

- (1) 買物品等の欠陥、自然の消耗
- (2) 買物品等の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- (3) 同盟罷業もしくは同盟怠業、社会的騒擾その他事変、または強盗
- (4) 不可抗力による火災
- (5) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- (6) 法令または公権力の発動による開封、没収、差押または第三者への引渡し
- (7) 引換用タグの紛失、盗難に起因する第三者への引渡し
- (8) 利用者の故意または過失

第 14 条 (準拠法)

本規約は、日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第 15 条 (合意管轄)

本サービスまたは本規約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属裁判所とするものとします。

第 16 条 (規定外事項)

本規約に記載のない事項に関しては、当社及び利用者の間で誠意を持って協議し、迅速な解決を図るものとします。

附 則：本規約は、2020 年 10 月 1 日から適用します。

2021 年 5 月 27 日改定版